



島根県報

平成28年7月29日（金）

号外 第 145 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第526号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	432号	安来市広瀬町広瀬156番1地先から同162番4地先まで	前	メートル 12.90～ 20.50	メートル 123.00	交通安全工事 拡幅	
			後	13.10～ 28.40	123.00		
県 道	布部安来線	安来市清水町588番3地先から同町122番7地先まで	前	A	7.00～ 10.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.00～ 50.00		
			後 B	12.00～ 50.00	135.00		
〃	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字乗越407番地先から同町字山ノ空356番2地先まで	前	3.34～ 21.48	385.96	道路改良工事 拡幅	
			後	7.11～ 68.87	385.96		
〃	鱒淵寺線	出雲市西郷町358番地先から同町432番3地先まで	前	A	7.00～ 17.40	出雲県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	10.00～ 49.80		
			後 B	10.00～ 49.80	447.00		
〃	日貫川本線	邑智郡邑南町日貫3850番23地先から同地先まで	前	4.50～ 6.10	17.30	県央県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	5.50～ 6.10	17.30		

島根県告示第527号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲平田線	出雲市大津町296番4地先から同市武志町353番8地先まで	メートル 500.00	平成28年 7月29日	出雲県土整備事務所	